

安城市監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、
財政援助団体（補助金交付団体）監査を実施したので、同条第 9 項の規定により
その結果を公表する。

令和 7 年 2 月 25 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

1 監査の種類 財政援助団体（補助金交付団体）監査

2 監査の対象 令和5年度補助金交付団体

- (1) 団体名 安城商工会議所
- (2) 補助事業名 安城市雇用対策事業費補助金
- (3) 所管部局 産業部商工課
- (4) 交付決定額 1,500,000円

3 監査の期間

令和6年11月5日から令和7年1月30日まで

4 監査事項

令和5年度補助事業に係る出納その他の事務の執行に関すること

5 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、補助事業に係る出納その他の事務が、法令、要綱等に従い適正に執行されているか、また、所管課が団体に対して適切な指導、監督等を行っているかを主眼に、抽出した会計諸帳簿及び証拠書類等を照合確認するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

6 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を設定した。

(1) 補助金交付団体に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金に関する事務処理及び会計処理が適切に行われないリスク	ア 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局に提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合しているか。 イ 補助金を補助対象事業以外に流用していないか。
(2) 補助金に係る出納関係帳簿等の整備、記帳が適正に行われないリスク	ア 出納関係帳簿の整備、記帳は適切になされているか。上席者は記帳結果を確認しているか。 イ 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。

(2) 所管課に関するもの

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の必要性に関する判断指針が明確になっていないリスク	ア 補助金交付要綱は適切に整備されているか。 イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確になっているか。 ウ 補助金の交付効果に関する検証を適切に行っているか。 エ 随時、社会情勢に合わせて見直しをしているか。
(2) 補助金に関する事務処理及び会計処理が適切に行われないリスク	ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適切に行われているか。また、複数人で確認する体制となっているか。 イ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正及び効果等について、実績報告書等により確認しているか。 ウ 補助金交付団体への指導監督を適切に行っているか。

7 監査の結果

監査を実施した範囲において、補助金に係る出納その他の事務執行について、おおむね適正に処理されており、効果的に補助事業が行われていると認められた。